



ナムランクォーターリー

# Namrun Quarterly

発行所 / 弁護士法人苗村法律事務所 大阪市北区西天満 2丁目 6番 8号 堂島ビルディング 7階 制作協力 / 株式会社 陸風社 <https://www.rikufusha.co.jp/>

## Index

ロシアによる  
ウクライナ侵略  
…1

【事件ファイルより】  
急速に進む民事訴訟の  
IT化のメリットと課題  
…2～3

【最近の判例から】  
種苗の育成者権の権利は  
どのようにして認定されるか？  
…3～4

【事務局から】  
…4

ロシアによるウクライナ侵略

前号の42号で触れた「グレート・リセット」は、気候変動対策のため、どれだけ人間が便利さを諦められるかについて語られるキーワードです。前号をお届けしてから1カ月もしないうちに、私たちは、21世紀にあって、20世紀前半の第2次世界大戦前に戻ったような専制国家による他国への一方的な侵略というリセットに直面しています。このリセットが起こってはならないことは、第1次世界大戦の勃発から約100年、第2次世界大戦から約80年で学んだはずでした。

ロシアにも反戦運動をされている方もいれば、単に偏った情報しか得られないために、ウクライナで行われている残虐行為を知らない人もいるという事実からすれば、これはプーチン氏の戦争であって、ロシアの戦争ではないというのは、真実でしょう。ましてや私たちの戦争ではないと日欧米、いわゆる民主国家といわれる国の人々は思っています。しかし、プーチン氏を含むG8の組成を許し、北方領土交渉のため、プーチン氏の来日を許した私たちには本当に関係ないのか、自問自答するばかりです。

第1次世界大戦後の国際連盟も、第2次世界大戦後の国際連合も、結局かような侵略行為の開始も、拡大も止めることができていません。ゼレンスキー、ウクライナ大統領の日本の国会での演説にあったように、国際的

な秩序を強権的に奪ってはならず、奪おうとする者を止める何らかの組織が必要ですが、私たちは何か良い仕組みを考え付くことができるのでしょうか？いずれにしてものんびりと仕組みを検討している余裕は、ウクライナの人々にはありません。人道という意識だけでもプーチン氏の中に覚醒することを祈るばかりです。

追伸、かような話題に私事で恐縮ですが、このウクライナ侵略が起こり、法律家としての私自身は、本当にしょんぼりしております。法律は、相手方も含め、人は理性と協調で理解しあい、お互いを拘束しあえることを前提に作られた仕組みです。この土台を崩されてしまうと立ち向かう術を持たないこと、その無力さをかみしめています。



苗村 博子  
(なむら ひろこ)



# 急速に進む民事訴訟のIT化のメリットと課題

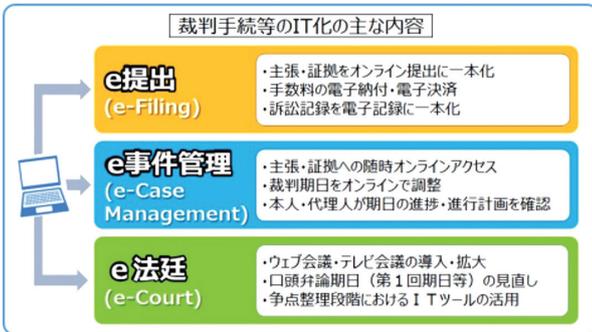
## 1. はじめに

これまで長らくの間、民事訴訟は、郵送やFAXによって書面のやり取りが行われ、原則として裁判所へ双方当事者が出頭する方法によって期日が行われていました。近年、民間企業や海外の訴訟手続のIT化の流れを受け、わが国の民事訴訟手続も急速にIT化が進んでいます。

本稿では、民事訴訟のIT化のスケジュールをご紹介します上、IT化の現状を踏まえて、そのメリットや課題について検討致します。

## 2. IT化のスケジュール

民事訴訟のIT化は、平成29年10月以降、内閣官房に設置された裁判手続等のIT化検討会において本格的な検討が始められ、平成30年3月には全面的なIT化を目指すことが明記された「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」（以下「検討会取りまとめ」といいます）<sup>\*1</sup>が公表されました。その中では、民事訴訟の「3つのe」を目指すというスローガンの下で、三段階のフェーズに分けてIT化を進めていく方針が打ち出されました。



※検討会取りまとめ 18 頁より図表引用

まずフェーズ1は、現行の民事訴訟法の範囲内で、従来の対面での期日に代わりウェブ会議等を利用して効果的・効率的な争点整理を行うというもので、令和2年2月からすでに運用が開始されています。今後予定されるフェーズ2では、関係法令を改正することにより実現可能になるものとして、双方当事者が裁判所に行かなくても訴訟の第1回期日や弁論準備手続期日等を開くことができるようになる予定です。最後のフェーズ3では、訴状提出を含めたオンラインによる申立てや訴訟記録の電子化が予定されています。当初のスケジュールによれば、フェーズ2及びフェーズ3は令和5年以降の完全実施が目標とされています。



※検討会取りまとめ 20 頁より図表引用

## 3. IT化の取組みの現状

前述のとおり令和2年2月から運用が始まったフェーズ1では、Microsoft Teams（以下「Teams」といいます）を用いたウェブ会議による期日（以下「ウェブ期日」といいます）が行われており、直後のCOVID-19の感染拡大による移動自粛と相まって、急速にその運用が拡大されてきました。現在では、全国の多くの裁判所が、積極的にウェブ期日を用いています。

ウェブ期日の民事訴訟法上の位置づけとして、従来利用されていた弁論準備手続は当事者のいずれかが裁判所に出頭することを要するため、双方当事者が裁判所へ出頭しないウェブ期日は、書面による準備手続（民事訴訟法175条）として実施されることが一般的です。ウェブ期日では、従来の弁論準備手続と同様に、期日間で提出された書面を事実上確認した上で、その内容や今後の進

行について裁判官と各当事者が意見交換を行います<sup>\*2</sup>。和解に関する協議をウェブ期日で行うこともあります。なお、現時点では、ウェブ期日が用いられるのは、双方の当事者に代理人弁護士が就いている事案に限られています。

フェーズ3の一部の前倒しとして、令和4年2月からは、相手方への送達を要しない書面（準備書面等）について、民事裁判書類電子提出システム（通称「mints」、以下「mints」といいます）の試験運用が開始されました。mintsを用いることで、電子データによる書面の提出（アップロード）、閲覧、ダウンロード等が可能となります<sup>\*3</sup>。現時点では、一部の限られた地方裁判所のみが試験運

用の対象になっていますが、今後徐々にその運用が拡大されていく方針です。

## 4. IT化のメリットと課題

### (1) IT化のメリット

#### ア. 裁判所への出頭の負担の軽減

ウェブ期日のメリットとしては、裁判所への出頭の負担の軽減、とりわけ遠隔

地の裁判所への出頭の必要がなくなったことが挙げられます。このことは、代理人である弁護士にとってのメリットに留まらず、交通費等の費用負担を抑えられるという点で、依頼者にとってのメリットにもなります。また、たとえ代理人が遠方においても数十分の空き時間があればウェブ期日に参加できるため、次回期日の調整が容易になり、訴訟期間の短縮に資するという副次的効果もあります。

従来、一方の代理人が遠隔地にいる場合には、電話会議の方法により期日が行われることがありました。しかし、裁判官や相手方代理人の顔が見えない電話会議と異なり、ウェブ会議では話し手の顔を見ながら意見交換ができるため、議論の活性化による審理の充実につながります。

ウェブ期日の活用により、移動や接触の機会を減らすことができるため、感染症拡大の防止にも役立つという利点もあります。

#### イ. Teamsの各種機能を用いた争点整理の充実・効率化

裁判官によっては、ウェブ期日の開催中またはその前後において、Teamsの各種機能を駆使して争点整理の充実化を図ろうとする試みを行っています。

例えば、Teamsのメッセージ機能を利用して、ウェブ期日前に裁判所から双方の代理人に対し議題事項を送ったり、ウェブ期日後に議論をまとめたメモを共有したりすることがあります。また、ウェブ期日の中で、Teamsの画面共有機能を利用して、参加者全員で同じ画面を見ながら意見交換をすることもできます。これらのTeamsの機能を活用しながらウェブ期日を行うことにより、裁判所と両当事者間で、事案に関する理解を深め、真に争点となるべき点を早期に把握するという争点整理の充実・効率化に資することが期待されています。

## ウ. 書面の作成・提出の負担の軽減

これまで、事案によっては、ページ数の非常に多い準備書面や大量の書証を裁判所へ提出する必要がありました。そのような場合、書面や書証の印刷や郵送のために、相当の時間と費用を要していました。

フェーズ3の運用によりe提出が実現すれば、これまで要していた書面の作成・提出のためのコストが削減できます。

### (2) 今後の主な課題

#### ア. システム送達についての課題

IT化のフェーズ3では、現在は相手方への送達が必要である書面（訴状等）について、事件管理システムにアップロードされた旨を相手方へ通知することをもって、従来の送達に代えること（システム送達）が検討されています。

しかし、訴状が提出されたことを被告へ知らせるためには、被告の連絡先となるべきメールアドレス等が、あらかじめ事件管理システムに登録されている必要があります。そのため、被告となるべき者が任意に連絡先を事前登録した場合の

み、システム送達ができることとなりますが、そうであればその実効性には疑問が生じ得ます。また、「なりすまし」による事前登録といった弊害を防ぐために、事前登録できる者の対象をどのように限定するかについても検討が必要です<sup>※4</sup>。

#### イ. 書面提出の

##### オンライン化についての課題

書面提出のオンライン化が実現した場合、従来の書面による提出とオンラインによる提出を選択制とするか、それともオンライン提出を義務化して一本化を図るかが問題となります。

弁護士を代理人としない本人訴訟も少なからずあるところ、オンライン提出を義務化してしまえば、ITに習熟していない本人が裁判を受ける権利の侵害につながるおそれがあります。かかる弊害を防止するために、弁護士が代理人である場合のみオンライン提出を義務化してはどうか等の様々な意見が出ており、この点も今後の検討課題の一つです。

## 5. おわりに

以上の通り、ここ数年、民事訴訟のIT化が急速に進んでおり、その有用性については私自身も実感しているところです。もっとも、裁判所が目指すIT化の最終段階に到達するためには、本稿で取り上げられなかったものを含め、多数の課題が残されています。加えて、証人尋問等のIT化には適さないとも考えられる手続についての検討も要します。わが国の民事訴訟のIT化が最終的にどのような形になるのかについては、今後の議論を注視していく必要があります。



田中 敦  
(たなか あつし)

※1 : <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf>

※2 : もっとも、書面による準備手続としてのウェブ期日において、書面の陳述、証拠の採否、書証の取調べをすることはできません。

※3 : mintsの操作説明動画は、裁判所のYouTubeチャンネル(<https://www.youtube.com/user/courtsjapan/videos?app=desktop>)で一般公開されています。

※4 : 検討会取りまとめでは、「当面の間は、個人を対象としないのが相当である」と報告されています(45頁)。

## 最近の判例から

# 種苗の育成者権の権利はどのようにして認定されるか?

### 1. はじめに

私は、種苗法研究会の一員として、種苗法と育成者の権利を保護する各国の法律や国際条約について、すこし勉強をさせていただいていることもあり、本件の判決も弁護人の先生から見せていただきました。民事事件については裁判所のウェブサイトでも公開されているのでご存じの方もいらっしゃると思います<sup>※1</sup>。種苗法の定める育成者権は、知的財産権の一つとされ、登録制(3、4、5条)、先願主義(9条)など、特許と似たところがありますが、権利の基礎が植物にかかわる<sup>※2</sup>ことから、その権利の認定やその後の維持にも特徴があります。本件はまさに、その特殊性が判決の結論に影響したともいえるでしょう。

### 2. 事案の概要

本件で問題となったのはキリンソウ種の緑化植物(以下、「本件登録品種」といいます)です。本件登録品種は、トットリフジタ1号の名前で育成者権が登録されました。被告は、この登録品種と特性により明確に区別されない品種約8,000株を育成し、緑化工事に使用するため、工事業者に譲渡したとして育成者権侵害で起訴されたものです。

### 3. 差戻審までの経緯

第一審は被疑侵害品種が本件登録品種と特性により、明確に区別できない品種に該当するかや本件登録品種に取消原因があるかなどが争点となり、後者について、①本件登録品種について取り消されたり、無効と判断されたりしたことがなく、農水省として有効性に疑義があるとの認識を有しておらず、②取消しを求める異議申立てが棄却されたことを理由に本件登録品種に取消原因はないとして、その侵害を認めました。

ところが控訴審は、特に①の点について、論理性、経験則等に照らして不合理だとしてさらなる審理を尽くすよう差し戻し、本件はその差戻審となります。

### 4. 本件差戻審での主要な論点

差戻審での主要な争点は、本件登録品種の取消事由(47条)があるか否かでした。新品种として登録されるためには、国内外において公然知られた品種との「区別性」があるか、新品种としての「均一性」があるか、安定して増殖を繰り返せるか(「安定性」)の3つの要素を満たす必要があります(3条1項)、そのうちの区別性が問題となりました。

なお、取消しについては、初めから要

件を満たしていなかった場合に加え、新品种が、安定性や均一性を失うことによる後発的な取消しもあります。この点は、無体の情報である他の知的財産と異なり、経年により変化する可能性のある植物ならではの特質です。

### 5. 登録の際の区別性審査

登録の際の特性審査については、農水省は種苗管理センターにて栽培試験が行われます。その際には、特に登録申請された品種と適切な対象品種を選んで、比較栽培されて、区別できるかが審査されます。本件では、本件登録品種の願書に記載された出願品種の特性、形質をもとに対象品種を選定されたようで、親品種は、新潟県佐渡産のキリンソウだとされていました。しかし本件登録品種のタネが採取されたビニールハウスでは、この他、育成者が譲り受けていたタケシマキリンソウも栽培されており、新潟県佐渡産のキリンソウが落葉性であるのに比して、タケシマキリンソウの方は常緑性で、本件登録品種も常緑性であることから、親品種はタケシマキリンソウである可能性が高いと判決は指摘しています。

### 6. 裁判中の現地調査と

#### その結果についての裁判所の判断

本件差戻審では、検察官から、農水省の食料産業局長に対して、本件登録品種の育成者のビニールハウスで栽培されている、本件登録品種とタケシマキリンソウの特性を比較する現地調査が依頼され、この結果報告書が証拠として提出されました。現地調査結果としては2形質について階級幅以上の差があったとして、区別性があるとの報告でしたが、本件判決は、この調査で比較された品種がタケシマキリンソウであるかに疑いがあるとしました。同じビニールハウスで挿し木等するうち、植物が混ざってしまう可能性のあること、指摘された特徴がタケシマキリンソウの特徴と異なる点を指摘し、この調査の対象品種について疑いがあると述べました。また、登録審査の際には、比較栽培試験が用いられ、現地調査で審査されることはまれであること、挿し木から9年経過し、肥切れや根域制限の結果、特性が十分に発揮できていない可能性があること、また審査基準に定められる最低供試個体数を下回る6株しか供試されておらず、特性値として適切な数値が算出されていない可能性があることも述べています。以上から、本件登録品種が、適切な対象品種と比較して区別性があるかについては合理的な疑いがあるとし、また登録の取消原因が存在しないことについても合理的な疑いを入れる余地があるとして、無罪を言い渡しました。

## 7. 考察—植物という現物で審査鑑定することに由来する問題点

育成者権について、その侵害が問題となる際に最も問題となるのが、侵害の有無や本件のような権利の成立や存続の確認です。育成者権は植物にかかわる権利なので、まずは、登録の際に、「新品种」といえるかを在来種との比較により審査することが必要となるのですが、そのためには、同じ条件で2つの品種を栽培する比較栽培試験を行います。そこで、適切な対象品種が選ばれないと、そもそも、申請されている品種が在来種と区別できるか審査のしようがありません。本件でも親品種が、落葉性のキリンソウだったのか、常緑性のタケシマキリンソウだったのかわからない状況で、願書にあるキリンソウを親品種として比較栽培したため、区別性が認められる結果となり、登録が認められました。

本件判決によれば、差戻審では、現地調査で、本件登録品種とタケシマキリンソウとの比較が行われたとされたものの、長期間栽培されている品種同士の比較であったため、実際にこの2品種が比較されたのかわからず、登録自体の適法性に疑いが生じてしまうという結果となってしまいました。

同じような問題は、被疑侵害品種が侵害をしているかを比較栽培にて検討する際にも他の事件で起こっています。なめこの登録品種について、登録のための審査の際に種苗管理センターに（事実上）寄託されていた菌株と、被疑侵害品種の比較栽培をしようとしたのですが、この

寄託されていた菌株が、子実体（きのこ）を発生させることができず、比較ができなかった点、育成者権者が保有していた登録品種だとする菌株が、事実登録品種の菌株であると立証できていないとして、その菌株と被疑侵害品種の菌株の比較栽培には意味がないとして、侵害が認められませんでした<sup>※3</sup>。

その後のしいたけに関する侵害についての損害賠償請求事件では、種苗管理センターにあった菌株と被疑侵害品種との比較ができ、侵害が認められています<sup>※4</sup>。

## 8. 最後に

繰り返しになりますが、育成者権は植物という生き物に関わる権利であるために、その権利の基となる植物を、他の植物と混ざったり、育成能力を失ったりしない形で保持し続ける必要があります。そのためには、種苗管理センターを公的な寄託機関としてさらに整備し、被疑侵害品種が現れた時に、比較栽培試験がしやすいような仕組みを世界に先駆け構築することが重要なように思われます<sup>※5</sup>。気候変動が現実のものとなり、またウクライナ侵略が示すように外国からの農作物の輸入がだんだん困難になる中、育成者の権利を確立、実施可能にしておくことは、これからのインフラとして重要だと考えています。

※1：大阪高裁令和元年12月19日判決

※2：「かわる」という表現を用いたのは、植物という有体物なのか、その中にある特徴や情報なのか令和3年の工業所有権法学会のディスカッションでも話題となったためです。どちらなのかはまだ判然としにくいところですね。

※3：東京地裁平成26年11月28日判決

※4：東京高裁平成31年3月6日判決

※5：拙著百選

苗村 博子  
(なむら ひろこ)

違いますが、私の場合は、ほんの少しの贅沢がまんするだけで値上げは全く問題なく対応できます。

私が子供の頃にはケーキは誕生日とクリスマスにだけ食べるものでしたし、習い事もほとんどしていませんでしたので、常日頃から時々過去と今を比べて日本人の生活はすっかり贅沢になったと感じていました。所得が上がっていない等の事情があるにせよ、他国に比べて日本の物価は全く上がっていないのに等しいことも海外に行く度に感じていました。

ガソリン代を多く使うご商売をされている方等、影響を大きく受ける方ももちろんいらっしゃると思いますが、他方で多くの人たちが少しの贅沢がまんすることで値上げを簡単にしのぐことができるのではないのでしょうか。

ウクライナの人々は、何の罪もないのに突然平穏な当たり前の生活を奪われ、そして近い将来のことさえ見えない日々を送られています。私たちと同じ人間が生きているか死ぬかの瀬戸際に立たされていることを忘れず、直接の友人や知人がいなくても、同じ地球人として協力していきたいと強く思い、そして、本誌が発行される頃には少しでも戦況が好転していることを切に願います。

# Topic of 事務局から the secretariat

陽気な春の季節がやってきました。本来であれば明るいニュースが多く届く季節ですが、今春は地震、終わらないコロナ禍等の明るいには程遠いニュースに加え、何とんでもウクライナ情勢が世界中に暗い影を落としてしまっています。

隣国との紛争が全くないわけではありませんが、平和な日々を送っている我々日本人のほとんどが言葉では表すことができない程の大きな衝撃を受けたのではないのでしょうか。

7,000万人フォロワーをもつベッカムが自身のインスタグラムのアカウントをウクライナの医師が世界にメッセージを送るために使ってもらったというニュースを聞いたばかりですが、私のような凡人にでもできることがあるのではないかと日々考えています。

寄付は明確で直接的な援助ですが、それ以外に私は日常生活での生活必需品の値上げについて、ロシア制裁の結果なのであれば喜んで協力したいと思っています。人それぞれ生活様式は

戦況悪化のニュースばかりなのが、  
残念でなりません。(苗)

## 弁護士法人 苗村法律事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満2丁目6番8号  
堂島ビルディング7階

※地下鉄御堂筋線又は京阪淀屋橋駅1番  
出口を上がり、御堂筋を北へ徒歩5分

TEL：06-4709-1170

FAX：06-4709-0131

受付時間／9:00～18:00



<https://www.namura-law.jp>